

また、警察庁懲戒指針では、部下職員に対する指導監督の不適正、非違行為の隠ぺい・黙認等監督責任に係る処分について、犯罪に係るものを除き基本的な懲戒処分事案の種類として示されていない。

〔勧告要旨〕

地方警務官の懲戒処分等に係る基本的な方針を明確にするとともに、警察庁懲戒指針について、監督責任に係る処分についての適用関係を明確化すること。

(2)不祥事案の積極的な公表

官房長通達(平成十一年九月)において、不祥事案の発生時においては、事実関係を正確に把握した上で、適切な報道発表に努めることを指示。

懲戒処分及び諭旨免職が行われた事案の公表率は約二分の一。

十一県警察における平成九年～十一年の懲戒処分及び諭旨免職 113 件の公表率は 52.2%。

十三県警察中不祥事案の公表基準を策定しているものはない。

〔勧告要旨〕

不祥事案の標準的な公表基準の指針(大綱)を示すとともに、これに基づく基準の策定を県警察に対し指導すること。また、この指針の内容として、懲戒免職事案はすべての案件の公表義務付け並びにその他の懲戒処分及び諭旨免職の事案については職務執行に関連する行為及び私的な行為で重大なものは原則公表等を盛り込むこと。

## 2.不祥事案の未然防止対策の適切な実施

### (職務倫理教養の充実)

警察官の職務倫理教養は、警察大学校、管区警察学校及び県警察学校において警察庁のカリキュラム基準に基づき実施。また、官房長通達(平成十一年九月)において、あらゆる機会を通じて「職業倫理教養の徹底」を図るよう指示。

昇任時教養の「警部補任用科」及び「巡査部長任用科」は、受講対象者の年齢区分により、管区警察学校と県警察学校で分担して実施。

警察庁は、長期未入校者(当面十年以上の未入校者)に対して教養を実施するよう県警察に指示(平成十一年四月)。

昇任時教養のカリキュラム基準は、警部補等の定数拡大による対象者の増加に伴い平成五年から総時間数が大幅に減じられ、このため職務倫理教養科目である「基本実務」の時間数も大幅に減少。

例えば、管区警察学校の警部補任用科における「基本実務」の時間数は、七十時間(平成四年)から三十時間(同十一年)に 57.1%減。

「基本実務」の基準時間数は、警部補任用科及び巡査部長任用科の両課程とも、管区警察学校の三十時間に対し県警察学校は十四時間と大幅に減じられている。

## 日新 第二期 (2004.1)

管区又は県の警察学校に十年以上入校していない長期未入校者に対する職務倫理教養の基準時間数は八十分。これは管区警察学校における昇任時教養課程の「基本実務」の基準時間数(三十時間)と比べて極めて少ない。

## 〔勧告要旨〕

1. 学校教養の各級課程のカリキュラム基準を速やかに改定し、職務倫理教養の基準時間の増加を図るとともに、より効果的に教養を実施するための方策を明記すること。
2. 昇任時教養課程の県警察学校における実施分を計画的に縮小していくための措置を講ずるとともに、県警察学校において実施する場合であっても職務倫理教養の時間数を管区警察学校と遜色のないものにするなど、その実施内容を計画的に改善するための措置を講ずること。
3. 十年以上の長期未入校者に対する教養実施基準を見直して内容を充実させるとともに、長期未入校者の全員を教養の対象とするよう県警察を指導すること。

## 3. 特別監察の厳正な実施

## (1) 特別監察の的確な実施等

特別監察は、官房長通達（十一年九月）及び次長通達（同年十一月）により示された「業務管理の徹底」、「職業倫理教養の徹底」、「県公安委員会に対する適切な報告」等の不祥事案対策の徹底を目的として、警察庁・管区警察局が全国の県警察に対し、また、各県警察本部が管内警察署に対し、それぞれ実施。

警察庁・管区警察局は、監察項目を細分化した着眼点に沿って調査を行い、着眼点ごとに特別監察の実施結果表に記載し、三段階のいずれかの評価を付して各県警察に送付。

特別監察の実施項目に、留置場管理や被疑者の身柄管理等の業務管理上の重要事項が明示されていないこともあり、監察を実施していない例あり。

警察庁・管区警察局の特別監察では、抽出二十六県警察中六県警察において留置場管理や被疑者の身柄管理にヨする事項は未実施。また、残りの二十県警察についても、実施結果表に当該事項に関して何らかの記載があるのは五県警察のみで、十五県警察については記載がない。

特別監察の実施対象の範囲と対象数が不十分

警察庁・管区警察局の特別監察では、抽出二十六県警察中十二県警察において、県警察本部の一部部門のみが対象。

警察庁・管区警察局が特別監察を実施した警察署は合計七十四署(一県警察当たり平均 1.6 署)。また、不祥事案対策の浸透状況の効果的把握等を考慮した対象警察署の選定基準が設けられていない。

特別監察の評価が不十分

警察庁・管区警察局が実施した特別監察の実施結果表をみると、統一した評価の基準を設けて